最終更新日：2016年6月30日
フジテック株式会社
代表取締役社長　内山高一
問合せ先：常務執行役員財務本部長　加藤義一（072）622-8151
証券コード：6406
http://www.fujitec.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「経営理念」として「人と技術と商品を大切にして、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の国々で世界の人々とともに創ります」を掲げ、この使命を遂行するためには、ステークホルダーの皆様との信頼関係を維持していくことが必要不可欠であると考えています。当社グループへの確かな評価をもって、ステークホルダーの皆様の期待に応え、その信頼を高めることのできるよう、グループ経営の健全性と透明性を確保するために必要なコーポレート・ガバナンス体制の構築、整備に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4－8－1】
当社の独立社外取締役におかれては、各々長年に亘り培われた豊富な知見を活かして、客観的な立場から、取締役会における議論に貢献して頂いております。当社は、現時点では独立社外者のみを構成員とする定期的な会合は開催しておりませんが、今後は、各独立社外取締役の要望等を踏まえ、その要否につき検討を継続して参ります。

【補充原則4－11－3】
取締役会にて、毎事業年度末に、取締役会の構成の妥当性、取締役会資料の十分性、取締役会における各審議事項についての経営側からの説明の十分性、取締役会における議事進行の妥当性（意見が出やすいような配慮がなされているかどうか等）、取締役会の審議時間・開催頻度の妥当性等について、社外取締役を含む全ての取締役に対するアンケートを実施し、その結果に基づき、取締役会全体の実効性について評価を実施する方向で検討しております。また、その結果の概要の開示につきましては、その方法を今後研究・検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

1. 当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則をふまえたコーポレートガバナンスに関する基本方針を策定し、当社ホームページ上で公表しています。以下の各原則に基づき開示すべきとされる事項については、当該基本方針をご参照ください。
http://www.fujitec.co.jp/ir/news/2015/1106132628.html
【原則1－7】、【原則3－1】(iii)(iv)、【補充原則4－1－1】、【原則4－9】、【補充原則4－11－1】、【補充原則4－14－2】

2. 上記以外の各原則に基づき開示すべきとされる事項については、以下のとおりです。
【原則1－4】
(1) 当社は、当社の中長期的企業価値の向上に資すると認められる相手先について、上場株式を保有するものとし、毎年、取締役会で主要な政策保有株式について、中長期的な観点から保有することのリターンとリスクなどを踏まえた合理性・必要性について検証し、これを反映した保有の狙いおよび合理性を確認します。
(2) 政策保有株式に係る議決権の行使について、当社は、保有先の会社提案を無条件に賛成するということはせず、政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から議決権行使の内容を個別に決定いたします。

【原則3－1】
(i) 当社は、経営理念を制定し、公表しています。また、中期経営計画につきましても策定し、公表しています。詳細は、当社ホームページをご参照ください。
（経営理念）http://www.fujitec.co.jp/corporate/statement.html
（中期経営計画）http://www.fujitec.co.jp/corporate/plan.html
(ii) 当社グループにおけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「I.1..基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。
(v) 第69期株主総会において選任をお諮りした取締役および監査役の「候補者とした理由」は、それぞれ以下のとおりです。なお、社外取締役および社外監査役につきましては、本報告書の「II.1.機関構成・組織運営等に係る事項」に記載しておりますので、ご参照ください。また、第69期株主総会終結の時点で監査役の地位にある4名の監査役のうち、社外監査役以外の1名の「候補者とした理由」も併せて以下に記載しております。

（取締役）
内山　高一
米州等の当社子会社の経営、グローバル事業の統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。

関口　岩太郎
東アジアの当社子会社の経営、国内事業の統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。

ナラヤナピレー・スグマラン
シンガポールの当社子会社の経営、南アジア事業の統括などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。

岡田　隆夫
国内事業の統括および東アジアの当社子会社の経営などの経験を経て培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社のグローバルなグループ事業経営に貢献することができるものと判断しています。

（監査役）
井上　治男
　当社事業の統括、東アジアの当社子会社の経営などの経験を経て培われた知見を活かして、監査役の職務を適切に遂行することができるものと判断しています。

【原則4－8】
　当社は、第69期株主総会において、花川取締役･佐伯取締役の2名の独立社外取締役を選任しております。

【補充原則4－11－2】
　当社の取締役･監査役による他の上場会社の役員の兼任状況は、株主総会招集通知および有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

【原則5－1】
　当社は、株主との対話を促進するための体制整備･取組みに関する方針を、以下のとおり定めております。

(i)　当社は、財務本部長および総合企画本部長がIRを担当し、財務本部、総合企画本部、広報室等のIR活動に関連する部署を管掌するとともに、日常的な部署間の連携を図ります。
(ii)　株主からの対談･取材の要請は、原則として広報室が受け付けるものとし、財務本部や総合企画本部と連携の上、対応を行います。
(iii)　当社は、定期的に決算説明会を開催します。決算説明会では、社長および担当役員が説明を行います。
(iv)　株主からの意見については、財務本部長および総合企画本部長が社長に対して報告を行い、社長が取締役会で適宜共有します。
(v)　当社は、株主との対話において、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上にかかわる事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意致します。また、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社ウチヤマ･インターナショナル	8,399,069	8.96
株式会社りそな銀行	4,051,638	4.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,906,700	4.17
CGMI CUSTOMER ACCOUNT (418)	3,755,900	4.01
ゴールドマン･サックス･アンド･カンパニー　レギュラーアカウント	3,279,000	3.50
ジェーピー　モルガン　チェース　バンク　385632	3,106,861	3.31
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社（信託口4）	3,090,600	3.30
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社（信託口9）	3,054,300	3.26
富士電機株式会社	2,889,253	3.08
株式会社みずほ銀行	1,989,209	2.12

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項なし

Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
重兼　壽夫	他の会社の出身者					△						
花川　泰雄	他の会社の出身者											
佐伯　照道	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
重兼　壽夫		当社の株主である富士電機株式会社の特別顧問であり、同社は当社株式2,889千株を保有し、当社は同社株式1,570千株を保有しています。また、同社及び同社の子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注及び資機材購入の取引関係があります。	長年にわたって企業経営に携わられ、培われた豊富な見識を活かして、今後とも、当社の経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しています。
花川　泰雄	○	―――	長年にわたって企業経営に携わられ、また、経営学等の大学教授を歴任され、培われた豊富な知見を活かして、今後とも、当社の経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しています。 なお、上記「会社との関係(1)」a～kに該当なく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
			長年にわたって弁護士として企業法務等に

佐伯　照道	○	―――	携わられ、また、社外役員を歴任され、培われた知見を活かして、今後とも、当社の経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しています。 なお、上記「会社との関係(1)」a～kに該当なく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人ならびに内部監査部門は、毎年4月及び10月に相互連絡会議を開催し、それぞれの監査の計画、方針、実施状況及び結果に関する連絡等を行うほか、監査役及び会計監査人は、相互の監査の方針、実施状況及び結果に関して、随時、連絡、意見交換等を行っています。
また、監査役は、内部監査部門による監査の実施状況及び結果に関して、随時、その報告等を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石川　賢一	他の会社の出身者							△						
中野　正信	公認会計士													
池田　辰夫	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		当社の株主、金融取引先である株式会社りそな銀行に勤務され、2014年6月23日に同行を退行されておりますが、同行は当社株式4,051千株を所有し、当社は株式	長年にわたって金融機関の要職に携わら

石川　賢一		会社りそなホールディングス株式258千株を所有しています。また、同ホールディングスの子会社と当社との間には、昇降機等当社製品にかかわる据付、保守等受注及び借入の取引関係があります。	れ、培われた財務、会計の経験と見識を活かして、当社の監査役職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。
中野　正信	○	―――	公認会計士、税理士として培われた豊富な経験と高い見識を活かして、当社の監査役職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。 なお、上記「会社との関係(1)」a～mに該当なく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
池田　辰夫	○	―――	長年にわたって法学教授、弁護士に携わられ、培われた知見を活かして、監査を通じ当社の経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断しています。 なお、上記「会社との関係(1)」a～mに該当なく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動型報酬制度は、社内取締役に対する報酬の支給額が業績に連動するものであり、また、その報酬の一部を役員持株会に拠出するものであります。また、ストックオプション制度は、社内取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、一事業年度当たり1億円以内で発行し、(1個当たりの目的である株式の数1,000株として)400個を限度として割り当てるものであります。
なお、2015年度の新株予約権の発行実績は以下の通りです。

第3回新株予約権
発行日:2015年8月25日
新株予約権の数:7個
付与対象者数:社内取締役4名

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、社内取締役に株式報酬型ストックオプションを割り当てることとしています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額、及び対象となる役員の員数を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で決議した報酬等の限度額の範囲内において、取締役会の決議をもって定める報酬基準に基づき決定しています。なお、各取締役の報酬の額については、当該基準に基づき、取締役会が選任する代表取締役社長を除く取締役等若干名で構成される委員会に諮問のうえ、業績、他社水準、従業員給与等を考慮して決定し、また、業績向上と拡大に向けた取締役の経営意識の徹底と業務遂行意欲の向上を促すために、その報酬の一部を役員持株会に拠出することとしています。
また、この報酬額とは別枠で、株主総会で決議した株式報酬型ストックオプション制度における新株予約権付与の限度額の範囲内において、各取締役への新株予約権発行時期・配分等のほか、細目、新株予約権に関するその他の内容等については取締役会にて決定することとしています。
監査役の報酬等については、株主総会で決議した報酬等の限度額の範囲内において、常勤・非常勤の別、監査業務の分担等の状況等を考慮して、監査役の協議をもって決定しています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会開催時に使用される資料を事前配布しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査役設置会社として、取締役7名（うち社外取締役3名）で構成される取締役会が経営に関する重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督するとともに、監査役4名（うち社外監査役3名）で構成される監査役会が取締役の職務遂行を監査しています。

業務執行体制に関しては、国内外事業の推進を含むグループ経営上の重要事項を審議するために四半期毎に開催する「グローバル経営会議」、ならびに、国内事業に関する重要課題を審議するために毎月開催する「執行役員会議」の重要会議体を設けています。「グローバル経営会議」には、社長、副社長をはじめとして執行役員兼務取締役の全員が出席し、常勤監査役も陪席しています。「執行役員会議」には、社長、副社長を含む国内執行役員兼務取締役の全員が出席しています。加えて、これらの重要会議の議事、結果は、社外取締役に対して、その都度、報告しています。

事業上の様々なリスクの低減を図るため、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、全グループ法人のリスク管理に関する対応を含め、コンプライアンス、情報セキュリティ対策の推進、商品の安全性確保などの社会的に大きな影響を与えるリスク要因の早期発見とその対策の実現に取り組み、また、この委員会の下位にはリスク要因別に調査、検討を行う常設委員会を設けています。「リスクマネジメント運営委員会」では、リスクマネジメントを全社的に機能するよう、迅速かつ的確な情報の収集および業務執行上の指導・管理を励行、徹底しています。

「コンプライアンス委員会」では、適正な企業活動を推進するために必要な法令および企業倫理等遵守の周知徹底を図り、毎年「コンプライアンス・アクションプラン」を策定のうえ、コンプライアンス活動を推進しています。この活動の一環として、全社員に対する集合教育またはeラーニングによるオンデマンド教育を行うほか、職種・部門毎に適宜、講習会を励行し、参考事例、関係法令等の周知、啓蒙活動を行っています。なお、コンプライアンスに関する社内通報制度として「コンプライアンス相談デスク」を開設し、職制ラインによらずして各社員から直接に相談、通報等を受けることのできる体制を採り、これによって不正行為の未然防止を図っています。
また、「情報セキュリティ委員会」では、セキュリティの維持向上をもって情報資産の保護を図るために、セキュリティ・ポリシーおよび対策基準等を定め、情報ネットワーク・システム・機器の使用、取り扱いおよび管理のあり方等を検討、審議のうえ、その指導教育および啓発活動を行っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

Ｉ 第１項の基本的な考え方に基づき、業務執行体制において、リスクマネジメント等常設委員会による指導、管理を強化しつつ、執行役員兼務取締役が重要会議に出席するなどによって業務執行状況を監視しています。
また、社外取締役が適切な助言等を行うことができるよう重要会議の議事、結果等を報告し、また、業務執行から独立した監査役監査・会計監査・内部監査間の情報共有を促進するなど、それぞれの役割、機能が有効に作用するよう、ガバナンス体制の最適化を図っています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の3週間前の発送を基本としています。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は集中日を避け、2012年は6月27日、2013年は6月25日、2014年は6月24日、2015年は6月23日、2016年度は6月23日に開催しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	国内外のアナリスト、機関投資家を中心に、中間・期末決算に合わせ説明会を実施しています。また、電話取材等を含め、個別での対応も行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、株主通信、有価証券報告書、四半期報告書、財務ハイライト、(英文)アニュアルレポートなどを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務本部、総合企画本部及び広報室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」において、ステークホルダーの信頼と満足を高めることを基本理念としつつ、この基本理念に則した経営、人事ならびに企業行動を垂範、実現するために「経営人事理念」及び「企業行動規範」を定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動及び地域社会貢献の一環として、一斉清掃、環境美化活動のほか、CO2削減やエコ促進運動などにも参加しており、その取り組みの状況等は、当社ホームページの「CSRの取り組み」 http://www.fujitec.co.jp/environment/index.htmlに紹介(公開)しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	社内規定として「情報開示規定」を策定し、会社情報を迅速、正確かつ公正に開示する方針等を定めています。当社グループにおける決定事実／決算情報、発生事実は、報告を受けたIR担当役員が、適時開示規則等に基づく開示の必要性について判断し、社長に上申するか取締役会に付議され、それぞれ承認があり次第、証券取引所に開示したうえで、当社ホームページに掲載します。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、ステークホルダーの皆様の期待と信頼に応え、経営の健全性を確保するために必要な内部統制システムの構築、整備を促進しています。

「経営理念」、「経営人事理念」及び「企業行動規範」に基づき、取締役会決議をもって「内部統制基本方針」を定めており、また、この方針に基づいて当社グループの内部統制システムを機能させるために内部統制推進担当部門を設けて活動を推進しています。また、内部統制の評価、監査に対応して、業務執行各部門の業務プロセスの見える化を図り、内部統制システムを整備しています。

なお、コンプライアンス、リスク管理、情報管理の体制については、「II 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」のとおり、各専門の委員会を常設のうえ、業務執行上必要な指導、管理等を行っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（反社会的勢力排除に向けた基本方針と整備状況）

⑴基本方針

（イ）反社会的勢力とは関係を持たず、取引も行いません。
（ロ）反社会的勢力との取引が判明した場合、すみやかに取引の解消に向けて適切な措置を講じます。
（ハ）反社会的勢力への資金の提供を一切行いません。
（ニ）反社会的勢力からの不当要求には一切応じません。反社会的勢力による不当要求が認められた場合には、民事上もしくは刑事上の法的対応を行います。
（ホ）反社会的勢力による被害を防止するため、警察その他の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
（ヘ）反社会的勢力から役職員の安全を確保します。

⑵整備状況

上記の方針に加え、不当要求があった場合の対応基準を定め、全役員・社員に周知しています。また、その対応統括部門である総務部において、反社会的勢力に関する情報の収集と管理を行い、不当要求の事案が発生した場合は、警察、暴力追放運動推進センターや顧問弁護士に早期に報告、相談するなどの緊密な連携を図る体制にしています。

Ⅴその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2016年6月開催の第69期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」(大規模買付ルール)を更新しています。この方針の詳細については、当社ホームページ(http://www.fujitec.co.jp/ir/pdf/160513_baishuboueisaku.pdf)に掲載しています。
なお、上記の対応方針の概要は、以下のとおりです。

(イ)大規模買付者に対する情報提供の要求と待機期間の設定
大規模買付ルールは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者に対し、(イ—1)事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(イ—2)当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、(イ—3)当社取締役会が株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示するなど、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めるとともに、かかる手続きの趣旨・目的を達成するために、大規模買付者およびその特定株主グループに対し、大規模買付ルールに定める手続きが完了するまで大規模買付行為に着手することをお待ちいただくことを要請します。

(ロ)独立委員会の設置と独立委員会への諮問
大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排するため、社外取締役、社外監査役または社外の有識者(会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しています。大規模買付ルールにおいては、事前に定められた客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定しています。また、大規模買付者に対して追加の情報開示を要求する場合、取締役会検討期間の延長を決議する場合、新株引受権の無償割当による対抗措置を採る場合など、大規模買付ルールにかかる重大な判断に際しては、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならないこととされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項なし

図1. コーポレート・ガバナンス体制

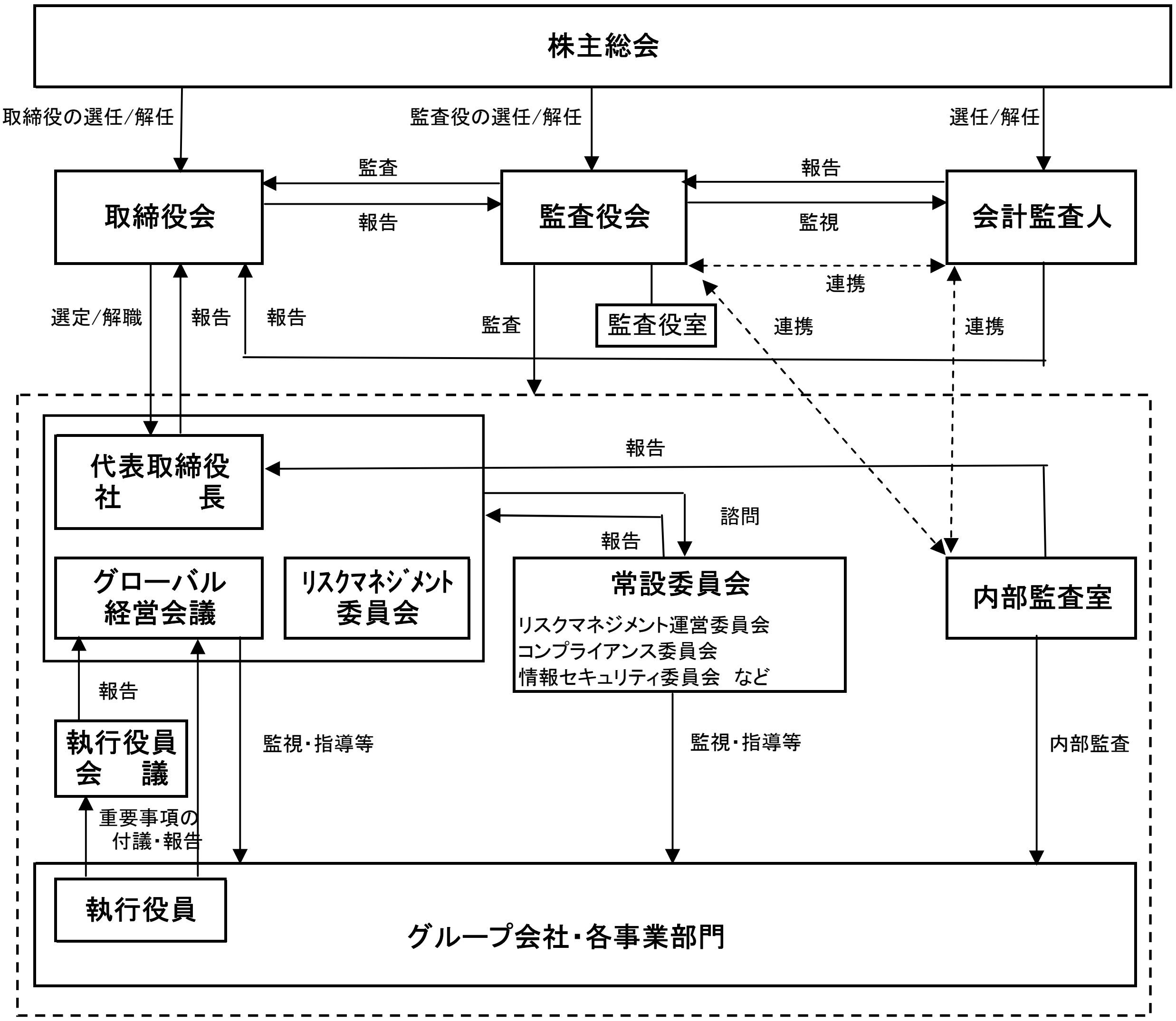
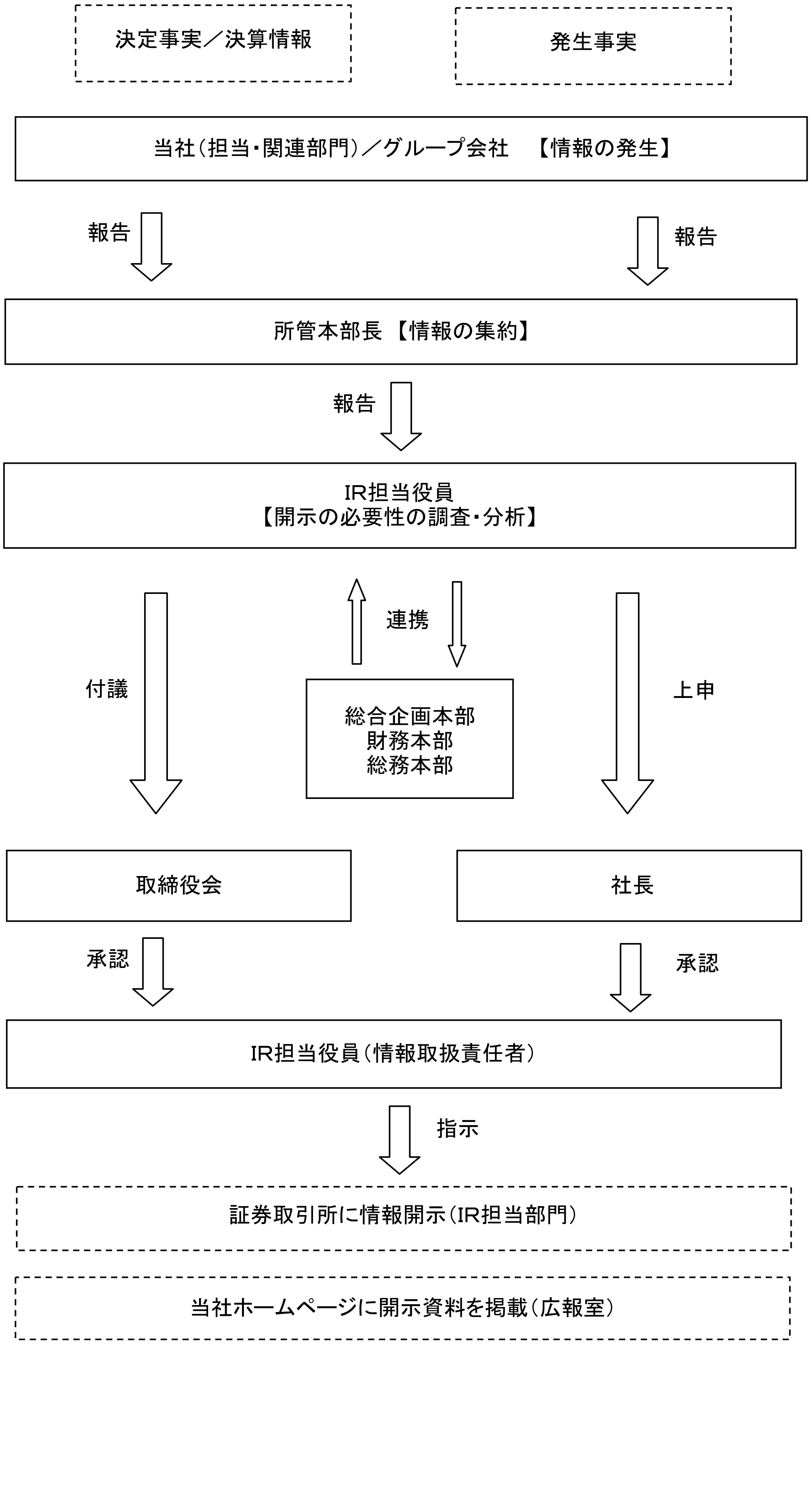
図2.　適時開示体制フロー図